

令和4年7月28日

◎土居委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(12時58分開会)

御報告いたします。桑名委員から、病気のため、また、田所委員から所用のため、本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

本日の委員会は、出先機関等の調査事項の取りまとめについてであります。

出先機関等調査の際に、市町村等から陳情のあった項目について、執行部の意見と措置状況を聴取し、取りまとめた措置結果等について、当委員会から各市町村等に通知することといたします。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土居委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、市町村等からの陳情項目について、執行部から、措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

《産業振興推進部》

◎土居委員長 それでは、産業振興推進部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎沖本産業振興推進部長 当部におきましては、1件、須崎市から「海のまちプロジェクトの支援」につきまして、御要望を頂いております。この海のまちプロジェクトは、高知信用金庫の創業の地が須崎市でありましたことから、創立100周年記念事業といたしまして、高知信用金庫の後押しを得ながら、産学官金が連携いたしまして、市の中心市街地の活性化などに取り組み、新しい人の流れを創出しようとするものでございます。このプロジェクトは、須崎市のみならず、須崎市をハブといたしまして、奥四万十全域に、その効果を波及させることを目指しております。奥四万十の産業振興や観光振興にも大きなメリットが期待されますことから、私を含めまして、県でもプロジェクトの構想段階から積極的に関与をいたしまして、適宜適切なアドバイスなどをさせていただきながら、関係者と一緒になって取組を進めているところでございます。詳細につきましては、この後、計画推進課長から御説明を申し上げます。

◎土居委員長 次に、計画推進課の説明を求めます。

〈計画推進課〉

◎岡本計画推進課長 お手元の資料、赤色のインデックス、計画推進課の1ページをお願いいたします。須崎市より要望いただいております、「海のまちプロジェクトの支援」について、御説明いたします。

まず、「海のまちプロジェクト」の概要につきまして御説明させていただきます。次の2ページをお願いいたします。事業概要にありますように、本プロジェクトは、須崎駅を含む中心市街地を「海のまち」と定義し、コアゾーンとして整備・活用することにより、地域活性化の拠点づくりを行うとともに、「海のまち」を起点に須崎市全域から奥四万十エリアまでの波及効果を促す仕組みづくりを行う取組でございます。その下、事業実施主体は、須崎市と産学官金の方々に構成いたします、須崎市海のまちプロジェクト推進協議会として、協議会のほうには、産業振興推進部長と高幡地域担当の地域産業振興監がメンバーとして参画しております。また、地域の産業振興や観光振興への効果が期待されますことから、昨年9月に、高幡地域の地域アクションプランに位置づけたところでもあります。

資料の左側部分を御覧ください。表に示しておりますとおり、本プロジェクトは大きく4つの柱がございます。一つ目は、海のまちなりのブランディングやコアゾーンの拠点となる施設の検討、整備などを行う「海のまち創りリノベーション」。二つ目は、既存の体験メニューや名物のブラッシュアップなどを行う「海のまちなりの魅力向上・再発見」、三つ目は海のまちなりエリアから須崎市内の各種エリアへの誘客の仕組みづくりなどを行う「須崎市内への波及促進」、四つ目は、奥四万十の魅力あるコンテンツなどと連携を図る「須崎市外との連携促進」であります。資料右側は、プロジェクトに関連する須崎市におけるエリア開発や推進体制などがございます。以上が、海のまちプロジェクトの概要でございます。

1ページ目にお戻りください。要望に対する措置状況でございます。須崎市からは、「海のまちプロジェクト」を進めるに当たりまして、総合的な支援を要望いただいております。県といたしましては、上から5行目ですが、この取組につきましては、先ほど申し上げましたとおり、産業振興計画の地域アクションプランに位置づけたところであり、高幡地域の地域本部を中心に、その実行をサポートしてまいります。また、要望の中にもございます、空き家や空き店舗活用などにつきましては、須崎市と協議しながら関係部局と連携し、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎上治委員 全体のこのまちづくりプロジェクトの事業費と云えばいいのか、何年間でどのくらい実施して、事業規模としたらおおむねこれくらいあって、県はそれに対してどういう支援をしようとするのか、その辺はどうなんですか。

◎岡本計画推進課長 このプロジェクトにつきましては、大体5年間ぐらいの計画が設定されております。先ほど説明しました2枚目の推進体制でございますように、この産学官金の方々が構成員となります推進協議会を設置してございまして、この協議会でアクションプランを構え、そのPDCAを随時行っているところでございます。委員から御説明がありました全体像につきましては、まだ出ていないんですけれども、随時この推進協議会の中で、アクションプラン

の中で、ブラッシュアップしていくという形であります。

◎上治委員 県としてサポートしてまいりますというところで、具体的なところがもしあれば教えてください。

◎岡本計画推進課長 まず今回御要望にあります、空き家や空き店舗の活用というところにつきましては、まだ須崎市のほうから、具体的にこの箇所をというところはございませんけれども、構想段階ではこの海のまちの中心市街地で、今後活性化に向けて取り組んでいこうというところはあるようですので、そうしたものが具体に出てきましたら、関係部局と連携して取り組んでいきたいと思っております。そのほか施設整備に関することもありますけれども、具体的ところはまだでございます。この推進協議会の中のメンバーとして参画させていただいておりますので、その中で具体がございましたら、またいろいろ検討させていただきたいと思っております。

◎岡田委員 関連して、奥四万十エリア全域への波及効果を促す仕組みづくりをするということですが、特に県としての狙いはどんなものがあるのでしょうか。

◎岡本計画推進課長 実施主体は須崎市でありますけれども、狙いとしては須崎市だけではなくて、高幡地域、奥四万十エリア全体を活性化していこうという狙いがこのプロジェクトにはあります。このプロジェクトの推進協議会の中では、例えば観光周遊コースをつくるとか、それから奥四万十の食材をまず須崎で食べていただいて、須崎からまた別の市町村のほうへ行っていただくなどの構想があるものと伺っております。

◎中根委員 信用金庫の100年を記念してという主催のところで、信用金庫は須崎市だけではないと思うんですが、信用金庫としてなぜ須崎市とということになったのか。その辺りを分かりましたら教えていただけますでしょうか。

◎沖本産業振興推進部長 先ほど御説明申し上げたように、須崎市役所の中に机を用意して、それで創業したのが高知信用金庫でございます。最初は名前も高知信用金庫ではなかったと伺っておりますけれども、そういった御縁で100周年、ここまで来られたのも、やはり須崎市の市役所の一部をお借りして、営んできたこの業務がしっかりとここまで成長したというその感謝の意味で、特に今、問題意識としまして、高速道路ができて、須崎の街が昔と比べると通過点になってしまって、いろんなショッピングセンターなどが閉まったり、商店街などが非常に寂れてきているという認識を高知信用金庫がお持ちになられて、活性化していきたいと。先ほど上治委員からもお話がありましたが、県としましては、信用金庫が結構これにお金をつぎ込んでくださるということなので、直接県が多額のお金を投入することは余り考えていないんですが、県としましては地域へ周遊を促すような仕組みに関しては、須崎市と信用金庫ではなくて県も関与して、そこについてはいろんなアイデア出しでありますとか、そういうハブセンターのようなものができるのであれば、そういうところには投資をしてもいいのかなと考えております。それによりまして、四国カルストでありますとか、梶原町、津野町といった奥四万十のほうにいざなうような仕組みを県も手助けしていきたいというのが本音でございます。

◎中根委員 産学官が連携してというのはよく聞くんですけども、産学官金というのが珍しいなという思いがするんですが、県としてはこういう取組は、経験がありますか。

◎沖本産業振興推進部長 今まさに産業振興計画の連携テーマの中でいろんなプロジェクトをやっておりますけれども、今までは産学官民という言い方をされていまして、民というものが実は結構アバウトな定義になっておりました。今は産学官金、要は金融機関にも積極的に関与していただきまして融資をしていただく、あるいは出資のような形でお金を出していただき、県内の産業振興の取組に積極的に関わっていただくことを強力に推し進めております。当然これまでも全くなかったわけではないんですけども、金融機関で今、ファンドなどをつくられているような投資を県内企業にもしていただいておりますので、そういった金融機関との連携も高知のような資金がなかなか厳しい中では非常に大切になるんだろうということで、今、四国銀行をはじめ、高知銀行も、幡多信用金庫もそうなんですけども、積極的に関与していただいております。ですからプロジェクトの推進協議会などのメンバーには必ず金融機関に入っていただいております。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で計画推進課を終わります。

これをもって産業振興推進部を終わります。

《土木部》

◎土居委員長 続きまして、土木部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。なお部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎荻野土木部長 それでは産業振興土木委員会による出先機関の業務概要調査の際に、市町村等から提出されました要望項目のうち、土木部に関連します項目について御説明いたします。

本年度は33の市町村と1つの期成同盟会から208件の要望が提出されております。要望の内容は、南海トラフ地震対策をはじめ、県民の安全安心を確保し、地域の経済活動や生活を支える河川、砂防、道路、港湾、海岸などのインフラ整備や、その維持管理、またこれらに必要な財源の確保に係るものでございます。これらの御要望につきましては、事業の優先順位を考慮しながら、それぞれの地域の実情に合った整備を進めていく方針としております。県といたしましては、こういった要望にお応えするために、新規の事業化や予算確保に向けて、これまでも適切なタイミングで、国に対し提言活動を行ってきております。また、他県とも連携し、高速道路のミッシングリンクの解消や、南海トラフ地震による広域災害への備えに向けて、関連する知事会等を通じまして、政府や国などに対し要望を行うなど、財源の確保にも努めておるところでございます。要望の中には、直ちに御期待に沿うお答えとなっていない項目もございしますが、市町村の御協力も頂きながら、今後もしのける限り、地域の実情に合ったインフラ整備と維持管理に取り組んでまいりますので、産業振興土木委員会の委員の皆様には一層の御

指導、御支援をお願い申し上げます。要望への対応など、詳細につきましては、これから、担当課長から御説明いたします。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎土居委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈河川課〉

◎土居委員長 最初に、河川課の説明を求めます。

◎谷脇河川課長 市町村から提出された要望事項のうち、当課に関連します項目について御説明いたします。資料は河川課の見出しのページをお開きください。

河川課に関連する項目としましては、23の市町村から併せて45件、58項目の要望を頂いております。個々の説明に入ります前に、まず、1ページ上段にお示ししています、総括表を御覧ください。1件の要望内容が複数の項目にまたがる案件もあるため、要望件数と項目数との合計は一致しませんが、御要望のありました58項目を大きく分類しますと、①事業推進中の河川に関する要望が25項目で、そのうち(1)としまして河川改修に関するものが24項目、(2)としまして地震・津波対策に関するものが1項目となっています。②河川事業の再開、新規事業化に関する要望は13項目で、そのうち(1)としまして河川改修に関する要望が10項目、(2)としまして地震・津波対策に関する要望が3項目となっております。③河川の維持管理に関する要望は19項目、④その他の要望が1項目となっております。その下の表の「執行部の意見または措置状況」欄には、個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針についてお示ししています。要望項目数が多いことから、総括表の分類に基づき、総括した形で説明させていただきます。

まず、事業推進中の河川に関する要望のうち、備考欄に①ー(1)と記載している河川改修に関する主な要望について説明させていただきます。番号欄の2番には、高知市から新川川(長浜川)の河川改修の整備促進について、2ページの7番には、香南市から烏川ほか3河川の改修事業の促進について、4ページの19番には、奈半利町から奈半利川の護岸改修について、5ページの30番には、本山町から汗見川吉野地区の護岸整備について、6ページの40番には、四万十町から仁井田川河川改修事業の早期完成などの御要望を頂いております。そのほかの御要望も含め、これら事業実施中の河川につきましては、国の5か年加速化対策事業の予算等も活用して、また、関係市町村の御協力を頂きながら、円滑な事業の推進に努めてまいります。また、5ページの29番には、芸西村から和食ダムの早期完成と周辺整備事業の推進の御要望を頂いております。現在工事中であり、令和6年度末の完成を目指しております。また、周辺整備事業につきましては、現在、芸西村の観光や産業に携わる皆様と整備内容などについて協議を進めているところでございます。6ページの44番には、大月町から春遠生活貯水池建設事業の事業進捗の御要望を頂いております。大月町の春遠第1ダムについては、令和4年度に、ダム本体工事に着手いたします。

次に、事業進捗中の河川に関する要望のうち、備考欄に①－（２）と記載している地震・津波対策事業に関する要望につきまして説明させていただきます。1ページに戻りまして、1番、高知市から河川堤防の耐震化の要望を頂いております。南海トラフ地震対策につきましては最優先課題として取り組んでおり、今年度も国分川や下田川などで河川堤防の耐震化を実施し、集中的な整備を進めてまいります。

次に、河川事業の再開、新規事業化に関する主な要望について御説明させていただきます。河川改修に関する要望については、備考欄に②－（１）と記載している項目でございます。2ページ7番にあります、香南市から夜須川の河川改修の促進の要望を頂いております。夜須川では、平成30年7月豪雨で大きな浸水被害が発生したことから、令和4年3月に河川整備基本方針を変更しました。河川改修に当たっては、堰や橋梁の統廃合などの課題がございます。この課題解決に向けては、県市でお互いの役割を果たし、地域の同意を得ることが重要であるため、引き続き連携して取組を進めてまいります。この問題が解決した後、整備計画の策定に進んでいきます。

次に、地震・津波対策事業に関する新規要望については、備考欄に②－（２）と記載している項目でございます。3ページの15番では、須崎市から桜川、押岡川の津波防災対策事業の推進、4ページ22番では、田野町から池谷川の津波対策、6ページの43番には、黒潮町から蛸瀬川、加持川、伊与木川の地震津波対策についての要望を頂いております。これらの河川については、県内の他の河川と進捗状況の調整を図りながら、事業化について検討してまいります。また、河川事業の再開、新規事業化について頂きました、そのほかの御要望につきましては、一定の改修が完了し、当面状況を見ていくものや、県内の各河川の整備状況などを見ながら、優先順位を検討する必要があるもの、他の機関や地元との調整が必要なもの、費用対効果の面でさらに検討を要するものなど、事業の着手前に様々な検討を行っておかないと対応できないものもございますので、今後の課題としてさらに検討を続けてまいります。

次に、備考欄に③と記載している河川の維持管理に関する要望につきまして説明させていただきます。1ページに戻りまして、3番には、安芸市から定期的なしゅんせつ、2ページの6番には、南国市から継続的な土砂しゅんせつについて、3ページの11番には、土佐市から県管理河川の適正な維持管理、4ページに移りまして、25番には、北川村から奈半利川水系の河川施設の適切な管理及び堆積土砂等の取り除き、5ページの38番には、佐川町から河川の適正管理、6ページの43番には、黒潮町から県管理河川のしゅんせつの要望を頂いております。そのほかにも、10の市町村から堆積土砂の取り除きや草刈りなど、河川の維持管理に関する要望を頂いております。いずれも土砂の堆積や草の繁茂などの状況を把握するとともに、治水上支障がある箇所について、緊急浚渫推進事業債の予算を活用して、必要な対策を講じ、適切な維持管理に努めてまいります。また、堤防の草刈りなどは住民の皆様方の力をお借りして実施するなど、官民協働で取組を広げていきたいと考えております。

最後に、備考欄に④と記載しているその他の要望につきまして説明させていただきます。1ページに戻りまして、5番には、安芸市から安芸川、伊尾木川の量水標の設置の要望を頂いています。量水標の設置につきましては、今後、安芸市と協議を進めてまいります。

以上、市町村から頂きました要望を分類し、主な河川を例に挙げながら総括した形で御説明させていただきました。今後も、これらの河川改修や地震・津波対策の着実な推進のため、また、適切な維持管理のため、必要な予算の確保に努めてまいります。

河川課からの説明は以上です。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎上治委員 それぞれの市町村からの要望がたくさん出ているわけですが、その中の一つの河川のしゅんせつは、どこの河川も災害を防止するためということに来ていて、県として多数の河川の整備をやっているんですが、例えば、奈半利川だったら何年、物部川だったら何年という形でこのしゅんせつを一定進めて次へとやったほうがより効果的なのか、やはりどの河川も少しずつやったほうが効果が上がっていくと考えているのか、その辺はどうなんですか。

◎谷脇河川課長 現在、しゅんせつにつきましては緊急5か年の対策の予算などを活用しまして進めているところでございます。今まで6万から8万立方メートルぐらいの掘削しかできなかったものが、今20万、30万立方メートルと、大きく各河川の掘削が進められているところです。河川にはそれぞれ特徴がございまして、たまりやすいところにはすぐたまってしまう、大雨が降ったらたまってしまうということもございますので、そういうところにつきましては毎年の掘削が必要などころもございます。ただ、全体を通して治水安全度ということを考えて、周辺に人家があるところとかそういうものを優先して進めていく中で、効果の発現を考えていきたいと思っております。大体、人家の多いところを中心に、今、進めているところでございます。

◎上治委員 そしたら人家の多いところ、例えばその区間を100メートルやったほうが効果が上がるとしたら、そこを集中的に2年なら2年、3年なら3年でやるという考えということいいですか。

◎谷脇河川課長 そういう考えで進めております。

◎岡田委員 河川の土砂をのけてほしいという要望を結構聞くんです。その際のけたものが産廃になって持って行くところがないというお話もよく聞くんですけども、治水上支障がある箇所というものが、どういう基準で判断をされているのか、お聞きしたいんですが。

◎谷脇河川課長 河川の土砂は産廃ではなくて、再利用をしたり、他工事で流用したりしておりまして、最終的に捨てる必要があるときは捨てるということをやっております。

◎岡田委員 治水上支障がある箇所というところの判断基準はどうでしょうか。

◎谷脇河川課長 災害復旧で基準がございまして、20から30%、河川の断面をそれ以上に阻害しているものを事務所が確認しまして、そういうところから順次掘削をしているところです。

◎岡田委員 ちょっと元に戻りますけれども、産廃ではないと言いますが、例えばアシとかいろいろなものが混ざった場合、産廃になるのではないですか。

◎谷脇河川課長 分別などして、アシはアシで別に処理するという格好で再利用を図ったりしております。そのほかは普通の残土処分場に処分して構わないので、産廃で産廃処分場に持っていくとかということはございません。

◎岡田委員 のけられない理由として、例えばアシなどが混ざっていて、産廃として持っていくところがない、処理容量に限りがあるのでできないという話も聞いたことがあるんです。そういう点では持っていくところを構えることも念頭に置いて検討もしていかないと、これからも防災関係のことも含めて、豪雨災害も増えてきておりますので、対策はもっと広げていくとか強めていくということがどうしても求められてきていると思うんです。そうした点では、支障がある箇所という基準もよく検討しながら、また持っていくところもつくりながら、適宜適切な対応といいますか、取組をしていかなければならないと思うんですけれども、その辺の必要性はどうでしょうか。

◎谷脇河川課長 残土処分場につきましては非常に重要なところでございまして、各市町村に土木事務所のほうからお願いをして、こういうところが可能かというところをお聞きしたり、しゅんせつ要望などは各市町村からございますので、そういうところで協力をお願いしたいということをして続けていっております。その中で、すぐに構えられるところもございまして、時間を要しているところもございまして、そういうところの協力を仰ぎながら、しっかりと考えていきたいと思っております。

◎岡田委員 ぜひ検討していただきたいと思えます。

あと関連して、防災の絡みで、河川の水があふれ出るという点で、下流への流下速度を速めることへの対策が必要なケースも出てくると思うんですけれども、そうした点でも防災関係と連携を取りながら、河川の改修をぜひ促進していただきたいと思えます。これも要望として。

◎上治委員 新しい事業は別としても、維持管理に関するものの中でしゅんせつもそうなんです、それぞれ市町村が住民の声を聞き、そういう中で要望として上げていってるんで、例えばそれぞれの事務所が施工する箇所の優先順位について、県と市町村とが協議しながら、しゅんせつにしようか、河川のちょっとした整備にしようかということは、十分市町村との連携はできているという考え方でいいんですか。

◎谷脇河川課長 市町村と事務所が話しまして優先順位をつけたものが県庁に上がってきておりますので、十分できていると認識しております。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で河川課を終わります。

〈防災砂防課〉

◎土居委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎藤村参事兼防災砂防課長 それでは市町村から提出されました要望事項のうち、当課に関連いたします項目について説明いたします。お手元の資料、防災砂防課の見出しのページをお開きください。

1番上にお示ししています、総括表を御覧ください。当課が所管いたします項目としましては、11の市町村から併せて15件、19項目の要望をいただいております。1件の要望内容が複数の項目にまたがる案件もあるため、要望件数と項目数との合計は一致しませんが、要望のありました15件を内容に応じた項目別に分類いたしますと、①砂防事業の整備促進に関する要望が6項目、②急傾斜地崩壊対策事業の整備促進に関する要望が5項目、③既存砂防関連施設の維持管理等に関する要望が2項目、④地すべりの安全対策に関する要望が4項目、⑤直轄砂防関係事業の推進に関する要望が2項目となっております。個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針につきましては、「執行部の意見または措置状況」の欄にお示ししておりますが、要望を総括した形で説明させていただきます。

まず、①の砂防事業と②の急傾事業の整備促進について説明いたします。備考欄に①と②で分類しているものでございます。砂防事業では、8番の本山町の十二所谷川や、14番の仁淀川町の谷山川、フドウ滝谷川、急傾事業では、3番の土佐市の蓮池南浦地区、蓮池中山西地区や、15番の佐川町の森ヶ崎地区などについては、既に事業化し工事着手しているところであり、国の5か年加速化対策予算を活用しつつ、早期の工事完成に向け着実に取り組んでまいります。加えて既に用地測量等に着手しております8番の本山町の本山谷川の砂防事業や、15番の佐川町の竹の倉地区での急傾事業につきましても、早期の工事着手に向けしっかりと取り組んでまいります。このほか新規の事業化等の要望がありました箇所につきましては、この工事箇所の進捗のほか、整備の効果等を考慮の上、事業化に向け検討を行ってまいります。また、7番の馬路村からの砂防堰堤等の整備におけます木製型枠などの利用の要望につきましては、仮設の設備も含め、引き続き積極的な木材利用に取り組んでまいります。14番の仁淀川町からは、土砂災害特別警戒区域への過疎化進行の抑制支援についても要望を頂いております。こうした要望につきましては、昨年度末に、県内全域で土砂災害警戒区域等の指定を完了しましたことから、これらの区域を中心に、避難所の保全といった安全な避難の支援に資するなど、より高い効果が得られる箇所への重点的に施設整備を行ってまいります。さらに土砂災害特別警戒区域内の住宅につきましては、県民の皆様自らが行う住宅補強への支援や早期避難のための啓発活動などにも計画的に取り組むこととしておりまして、着実な地域の安全性の向上に努めてまいります。

③の既存砂防関連施設の維持管理等について説明いたします。備考欄に③と分類しているものでございます。1番の安芸市から除石の要望がありました江ノ川、帯谷川流域では、昨年度に帯谷川、黒岩谷川で除石工事を完了させておりまして、今年度も引き続き岩谷川で実施することとしております。13番のいの町から要望のありました対策済施設の適切な維持管理につき

ましては、その他の市町村も含めまして、引き続き適切な維持管理等に努め、砂防関連施設の効果をしっかりと確保してまいります。

④の地すべりの安全対策について説明いたします。備考欄に④と分類しているものでございます。5番の北川村の小島地区と、9番の本山町の吉延地区の地すべり対策の要望につきましては、地すべりの動きを調査把握の上、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。12番の大川村小松団地上部の転石等の対策につきましては、緊急的な対策が必要な箇所については昨年度までに落石防護柵の整備を行ったところとして、引き続き転石の分布状況等を確認しつつ、必要な対策を検討してまいります。

最後に、⑤の直轄砂防関係事業の推進について説明いたします。備考欄に⑤と分類しているものでございます。10番、11番の大豊町からの国直轄事業の推進等の要望につきましては、これらに共通します直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業の推進に加え、10番の事業が実施されていないエリアの土砂災害リスクの調査についても国に働きかけるとともに、県としても対策を進め、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上で防災砂防課の説明を終わらせていただきます。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎上治委員 砂防や地すべりの対策は、なかなか目に見えてなくて、大きいお金を入れなければいけないけれども、例えば安田東洋線では回転灯がついたら動いていますとかいうお知らせが来て、それから避難を始めるとかいう対策など、工事をしているところはいろいろと手だてができるけれども、何か安全に、住民の皆さん方が何かあったときに避難を開始するという対策は難しいものなんですか。

◎藤村参事兼防災砂防課長 崩れやすそうなところが分かっているのであれば、そういったところへのアラートを発するような仕組みということなのかなと理解してお答えさせていただきますと、そういった崩壊を検知するような機器は、いろんな技術提案がこれまで研究所などでもなされてきているんですけども、なかなかこういう動きを示したらそのままどかんと崩れるとか、かなりの確に予測するところまではまだ技術開発としては進んでいないという課題と、県内には2万区域の土砂災害警戒区域がありますので、その全てにそういったものを設置するのはなかなか難しいという課題もございます。ただそういった重要性は我々も感じていて、何らかの土砂災害のおそれが高まったときにアラートを発していきたいというところは、全く問題意識としては同じでして、委員の御指摘に対してストレートにお答えできるものではないんですけども、土砂災害警戒情報というものを発表しております。それにつきましては、昨年度も精度の向上のために見直しを行ったところでございます。見直しを行った直後ではあるんですが、まずはそういった基準をしっかりと市町村の防災担当の方にも周知させていただいて、そういうおそれがたまったときには、しっかりとそういったアラートを発していき、避難指示等に適切に結びつけていただくようなコミュニケーションをしっかりと市町村とは取ってま

いりたいと思います。

◎**上治委員** そしたら雨が降った後、テレビ等で先ほど課長が言われたような土砂災害に対しての警報等が出たら、ここに書かれている地すべりのところや急傾斜地を市町村が把握していて、その情報に基づいて市町村がそういうところに住まわれている被害を受けそうな住民に対して避難勧告、避難指示を行っていくという手順で、順番に物事が進んでいくと理解していいんですか。

◎**藤村参事兼防災砂防課長** 今の土砂災害警戒情報は、特に危険度が高まったエリアを1キロメートル四方のメッシュで御覧いただけるようになっていきますので、極力そういった地域も絞った形で、極力特定した形で、そういった市町村の避難支援、避難指示等の支援を行ってまいりたいと思います。

◎**土居委員長** 質疑を終わります。

以上で防災砂防課を終わります。

〈道路課〉

◎**土居委員長** 次に、道路課の説明を求めます。

◎**黒岩道路課長** それでは、資料、道路課の見出しのページをお願いいたします。出先機関調査におきましては、例年、道路に関しまして多くの要望を頂いているところです。今年度におきましても、11市15町5村及び1つの期成同盟会から、合わせて130件の要望を頂いております。このように、例年、道路整備への要望が多いということは、県民の皆様の道路に対しまして大きな期待の表れではないかと考えますが、一方では、県民の皆様が要求するサービス水準に至っていない道路がまだまだ多くあるということだと思っております。今後も事業の効率的な執行を図りながら、計画的に道路整備が進められるよう取り組んでまいります。個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針につきましては、「執行部の意見または措置状況」欄にお示ししておりますが、要望件数が非常に多くございますので、総括した形で説明させていただきます。それでは、道路課が所管します事業への要望につきまして、御説明いたします。

まず、1ページにお示ししています、総括表と書いてある枠囲みのところを御覧ください。1つの要望に複数の項目があり、要望件数と項目数との合計が一致いたしません。要望のありました139項目を大きく分類いたしますと、①の国の事業に関しまして要望が12項目あり、そのうち四国8の字ネットワークの整備に関する要望が7項目、国道33号などの直轄事業の整備に関する要望が5項目ございます。次に、②の県の事業に関しまして要望が102項目あり、そのうち国道の整備に関しまして要望が18項目、県道の整備に関しまして要望が84項目あります。そして③のその他といたしまして、地震対策や県の代行業業などに関しまして要望が25項目あり、そのうち地震対策、落石対策等の防災や維持管理に関する項目が19項目、復興事業や市町村道の県道昇格などに関しまして項目が6項目となっています。それではこの分類ごとに説明させていただきます。

最初に、安芸市や宿毛市などから要望のありました、四国8の字ネットワークの整備に関してでございます。備考欄に①－（1）と分類しているものでございます。2ページの24番をお願いいたします。四国横断自動車道の整備促進に関する要望を頂いております。

片坂バイパスの前後の区間に位置します窪川佐賀道路の窪川工区では、用地買収や平串トンネルなどの工事が進められています。また、佐賀工区についても、用地買収や不破原トンネルなどの工事が進められています。佐賀大方道路につきましては、調査設計や用地買収、伊与木川大橋下部工などの工事が進められています。大方四万十道路につきましては、調査設計を進めていくと聞いております。国や黒潮町、四万十市と連携を密に行い、事業推進に向け取り組んでまいります。宿毛内海道路（宿毛新港～一本松）につきましては、本年度新規事業化となりました。

次に、高知東部自動車道でございます。戻りまして1ページの8番の②をお願いいたします。まず、整備が進められております、南国安芸道路の高知龍馬空港ICから香南のいちICの間でございますが、令和7年春頃の開通見通しが発表されました。南国安芸道路の残る整備中區間、芸西西ICから安芸西ICの間につきましては、用地買収のほか、芸西東IC付近や赤野高架橋の下部工などの工事が進められています。また、赤野高架橋上部工に本年度着手予定と聞いております。

続きまして、徳島県阿南市と安芸市の間を結ぶ地域高規格道路阿南安芸自動車道に関する要望でございます。同じく1ページの8番の①をお願いいたします。阿南安芸自動車道の未事業化区間であります奈半利から安田の間につきましては、県環境影響評価条例に基づく手続は不要となっており、現在、国において調査を進めていると聞いております。安芸道路につきましては、用地買収のほか、伊尾木川橋下部工などの工事が進められております。また、伊尾木川橋上部工、安芸川橋上部工に本年度着手予定と聞いております。奈半利安芸道路の安田から安芸間につきましては、本年度新規事業化となりました。

次に、4ページの55番をお願いいたします。県で整備いたします北川道路につきましては、令和3年度に事業化されました北川道路1工区で、昨年度に引き続き、測量設計や地質調査などを進めてまいります。また、平成25年度から事業中の北川道路2－2工区では、昨年度に引き続き、和田トンネルの工事を推進するとともに、今年度から柏木1号橋の下部工の着手を予定しております。引き続き、用地買収の促進や必要な予算の確保に努め、早期完成に努めてまいります。

次に、国道33号などの直轄事業の整備につきましては、高知市や仁淀川町などからの要望がございました。備考欄に①－（2）と分類している項目でございます。

1ページの1番をお願いいたします。国道33号の旭地区の整備促進につきましては、国において当面の対策として、電停移設のための調査設計を行っていると聞いております。国道33号の旭地区につきましては、高知市が平成28年度から3か年をかけ、沿線の境界確定を行うなど

環境整備に努めていただきました。引き続き、市と連携いたしまして、事業化に向け取り組んでまいります。

次に、2ページの9番をお願いいたします。国道55号の川北地区の歩道整備につきましては、調査設計や用地買収、工事を進めていると聞いております。交通安全事業の進捗には円滑な用地取得が重要となりますので、地元市町村にも御協力をお願いしているところでございます。

次に、6ページの80番をお願いいたします。昨年12月、国道33号の高知西バイパスが全線開通いたしました。越知道路につきましては本年度中のバイパス工事、開通を目指し、橋梁やトンネル工事などが進められております。また、現道拡幅区間につきましても、改良工事が進められています。また、いの～越知間では、現在、計画段階評価が進められております。越知町から仁淀川町の災害に対する脆弱区間につきましては、防災機能の向上や、幹線道路の機能強化等に係る調査が実施されております。これら直轄事業につきましては、本年度、所要額が箇所づけされており、来年度以降も引き続き所要の予算を確保し、円滑な整備をしていただくよう、国に対して要望をしてまいります。また、県といたしましても、直轄事業負担金を最優先で確保し、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に、県の管理いたします国道の整備につきましては、四万十市や須崎市などから要望がございました。備考欄に②ー（1）と分類している項目でございます。主な箇所について御説明いたします。

まず、2ページの21番をお願いいたします。国道494号の佐川・吾桑バイパスにつきましては、事業中の須崎1工区において、今年度から、野瀧トンネル工事の着手を予定しております。

次に、同じ佐川・吾桑バイパスの要望ですので、前後いたしますが、6ページの83番をお願いいたします。佐川道の斗賀野工区につきましては、野瀧トンネルとの接続部となります橋梁下部工事など、バイパス整備を進めております。

戻りまして3ページ34番をお願いいたします。国道441号につきましては、口屋内バイパスにおいて、今年度から口屋内トンネルに工事の着手を予定しております。中半バイパスは、口屋内バイパスと連携し、昨年度に引き続き用地買収、地質調査を進めております。岩田地区については、今年度から、岩田川の堤防改修と連携したバイパス整備に必要な道路詳細設計を進めてまいります。西土佐橋から江川崎までの間では、昨年度に引き続き、歩道整備工事を進めております。

次に、7ページの104番をお願いいたします。国道439号木屋ヶ内バイパスにつきましては、橋梁上部工事が進んでおり、木屋ヶ内トンネルを含むバイパス区間について、令和5年3月頃の供用開始を予定しております。その他新規の事業着手の要望につきましては、それぞれの箇所の必要性は承知しておりますので、着手の時期につきましては、今後の財政状況や事業実施環境を踏まえた上で検討していきたいと考えております。

次に、県道の整備に関する要望は、香美市や黒潮町など、多くの市町村と1つの期成同盟会

から要望がございました。備考欄に②－（２）と分類している項目でございます。主な箇所について御説明いたします。

1 ページの2番をお願いいたします。県道南国伊野線につきましては、引き続き菖蒲地区で1.5車線の道路整備での整備を進めてまいります。鏡・土佐山疋舎間では、桑尾工区、今井工区で2車線での整備を進めてまいります。鏡的渕、去坂、横矢地区では、引き続き、今井～畑川工区、小山工区として1.5車線の道路整備で整備を進めてまいります。このように南国伊野線は、複数の工区で整備を進めております。

次に、2ページの15番をお願いいたします。県道重倉笠ノ川線につきましては、白木谷から八京工区での1.5車線の道路整備を引き続き進めてまいります。

次に、4ページ40番をお願いいたします。県道山川野市線につきましては、引き続き東野工区で、野市中学校の通学路対策と併せました歩道整備を進めてまいります。

次に、8ページ118番をお願いいたします。県道岡本大方線の整備につきましては、地元との協議によりまして、7つの工区を設定し、現在、そのうちの一つの工区で工事を進めております。その他の路線につきましても引き続き整備を進めてまいります。

次に、9ページ127番をお願いいたします。県道安田東洋・魚梁瀬公園線の整備につきましては、安田東洋線で焼山工区、小川工区及び瀬切工区など複数の工区を設定し、重点的に整備を進めております。未整備区間につきましても、これらの工区の完成を見据え、事業化の検討を行ってまいります。県道の整備は、地域の産業振興や観光振興を支援するほか、地域の皆様の生活を支える道路でありますので、早期の効果の発現が期待できます1.5車線の道路整備などの手法も用いながら整備を進めてまいります。

次に地震対策、落石対策等の防災や維持管理に関する要望は、土佐市や大川村などから要望がございました。備考欄に、③－（１）と分類している項目でございます。主な箇所について御説明いたします。

1 ページ7番をお願いいたします。沿道に関する草刈り等の維持管理につきましては、維持委託業務により適宜実施しているところでございます。限られた予算の中、全て対応することは困難でありますことから、優先順位を考慮した要望箇所を提示していただきながら、可能な範囲、精いっぱい対応していきたいと考えております。

国道55号におけます越波による通行規制箇所の改善や雑草対策につきましては、市が国に行います要望への支援を行ってまいります。

2 ページの16番をお願いいたします。南海地震対策の強化といたしまして、県道橋の耐震補強対策については、緊急輸送道路や啓開道路、地域の孤立につながるおそれのある橋梁について、優先度を考慮しながら計画的に進めてまいります。現在までに、要対策橋梁104橋につきまして、落橋対策を平成30年度末で概成いたしました。引き続き、地震による損傷が限定的にとどまり、橋としての機能の回復が速やかに行いうる性能を確保するための対策を進めておりま

す。

次に、4ページの56番、5ページの72番、それから9ページの128番につきましては、防災対策に関する要望でございます。県管理道路の防災対策につきましては、道路防災総点検に基づきます要対策箇所が多数あり、恒常的に落石等が発生していますことから、緊急輸送道路の防災対策を重点的に進めております。引き続き、整備促進に努めてまいります。

次に、その他といたしまして、県の代行事業や県道への昇格などに関します要望が、室戸市や安芸市、土佐町、大川村などからございました。備考欄に③－(2)と分類している項目でございます。

5ページの71番をお願いいたします。県の代行事業として整備しています大川村の村道朝谷線につきましては、引き続き整備に努め、早期完成に向け取り組んでまいります。

道路課といたしましては、今後とも四国8の字ネットワークのミッシングリンク解消に向けまして、国や関係いたします市町村との連携を密にし、最大限の努力を行ってまいります。また、幹線道路はもとより、地域内道路に至ります県管理道路につきまして、1.5車線の道路整備などの地域の実情に応じた効果的、効率的な整備手法を用いて進めてまいります。さらに、近い将来確実に発生する南海トラフ地震や、施設の老朽化などに備えるため、必要な対策を計画的かつ着実に整備してまいります。

以上で道路課に関します要望に対する説明を終わらせていただきます。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎岡田委員 私も産業振興土木委員会に初めて所属しまして、本当に道路の要望が多くて、しかもそれぞれが重要だということも改めて認識させていただきました。予算があれば本当にどこも事業を進めていただきたいと思っているところですけども、道路問題では、用地買収がなかなか困難で事業が遅れているという話もよくお聞きするんです。用地買収は主に何がハードルになっているんでしょうか。

◎黒岩道路課長 用地の買収の困難な理由としましては、まず一つには用地の単価の問題がありますし、もう一つは道路計画そのものに関する問題もあろうかと思えます。また、最近多くなってきておりますのが、山間地などでの土地の管理の問題です。地主がいない、もしくは地主が相続登記をしておらず、自分の境も分からないとかいうことで、最近、非常に用地の買収が難しいということになっております。

◎岡田委員 確かに不在地主といいますか、行き先が分からないということは私もよく聞きます。国も一定公共事業については、それを促進できるような法整備も検討されていくんだらうと思うんですけども、県としてはその辺どう国に対して働きかけていくんでしょうか。

◎黒岩道路課長 この用地の不在地主問題等につきましては、用地対策課のほうから過去にも国に対しまして、手続きが早期に進みますようにということで要望活動なども行っていたと聞いております。しかしながら、今、用地を10年とか20年に限って、公園とか公開空地として使用

するということには、国のほうも制度を変更してきておるんですが、それを道路敷として長期間使用するというところまでは踏み込めてはいないと認識しております。こういったものにも活用できますようお願いを続けていかなければならないと思いますし、主には用地の不在者、用地の所有者の問題を、国のほうとして法務関係だと思うんですが、できればお願いしたいとは考えております。

◎岡田委員 やはり住民の理解と協力がなければ事業を進められないし、用地買収にも関わってくるので、御理解いただけるような丁寧な説明なり、地元市町村とも協力しながらしっかりと説明し、納得していただいた上で用地買収ということになっていこうかと思うんですけども、なかなか理解が得られない、また思いが違うということもあると思うんですが、その辺の市町村との連携はどのように取り組まれているんでしょうか。

◎黒岩道路課長 市町村から道路改良の要望なども頂いておりますことから、当初の計画の説明会などから市町村も一緒に入っていて、用地などの問題につきましては、いろいろ関係者のほうを教えていただいたりというような手助けも頂いております。そういったことで、計画段階から市町村と足並みをそろえ、一緒になって丁寧に対応しているところでございます。

◎濱口委員 道路の維持管理の草刈り等についてお伺いしたいんですが、よく県道沿いの草を刈っていただいているところをお見かけします。道から下に下がったところとかでのり面の草を刈っていることがあるんですけども、1メートル20センチぐらいののり面のうち、1メートルだけ草を刈るようにと指示を受けたというところがありまして、20センチ残していると地域の人は業者がきちんと草を刈っていかなかったような見た目になるということで要望を受けたりもしたことがあるんですが、市町村や地域と連携が取れているのかをお伺いしたいです。

◎黒岩道路課長 基本的には道路の路肩から1メートルの草を刈るようというものが、現在の維持管理委託での仕様になってございます。のり面が10メートルあるところもありますし、おっしゃるように1メートル20センチのところもあろうかと思いますが、1メートルで刈っていくというものが、現在の県の仕様になってございます。20センチだから20センチ刈ってくれとも言えませんし、1メートル5センチのところを1メートル刈るということもあります。

◎土居委員長 高知市の個別要望の件なんですが、国道33号の旭の電車通りについて、高知市に結果を通知するに当たって、県のほうも国に状況確認なり、話もしていただいていると思うんですけども、恐らくこれは連年の要望だと思うんですが、調査対象となっている電停はどこからどこまでですか。

◎黒岩道路課長 旭駅前の電停から西のほうの蛸橋について、電停の位置を動かすということで、今、設計を考えられていると聞いております。

◎土居委員長 調査設計ということですが、いつ頃、成果は示されると想定しているんですか。

◎黒岩道路課長 いつ頃示されるかまでは聞いていないところですが、今年になってからも、国交省、県、高知市の3者で打合せも行っておりますので、そういった会を重ねながら、高知

市ともしっかりと連携していきたいと思っております。

◎土居委員長 調査設計が始まったのは、今年度からということですか。

◎黒岩道路課長 予算は、昨年度からの予算でやっておると聞いておりますが、内容まではまだ、頂いてはおりません。

◎土居委員長 なかなか調査設計も時間がかかるのかなと思うんですが、どんな調査をしている、それなりの規模でやったださっているということだと思うんですけれども、調査設計の後は実施設計という形なんですか。

◎黒岩道路課長 軌道事業者との関連もございますので、そういったところと調整が進めば、現地のほうも施工していただけるものと考えております。

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で道路課を終わります。

〈港湾振興課〉

◎土居委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎藤井港湾振興課長 港湾振興課のインデックスのページをお開きください。宿毛市から、宿毛湾港の企業誘致の取組の強化と、進出企業の支援について御要望を頂いております。宿毛湾港工業流通団地につきましては、全7区画のうち残り3区画、計約6.3ヘクタールを分譲中がございます。誘致に向けては、地元の宿毛市をはじめ、宿毛商工会議所や漁業団体、それと誘致ターゲットとなる企業について、定期的に情報共有を行ってまいりました。今年3月には、四国横断自動車道の宿毛新港から一本松の間の新規事業化が発表されるなど、好材料も出てきておりますので、民間信用調査会社の調査を通じた新規企業の発掘や、既に問合せのあった企業との交渉を密にした誘致活動を進めてまいります。なお、これまで問合せのあった企業の業種は、地元産業と関連する水産関連や、新エネルギー関連でございます。県といたしましては、進出が決定した企業に対する土地・減価償却資産の取得に対する補助や、新規の雇用に対する助成などの支援体制を整えております。今後とも、宿毛市などと情報を共有し、連携した取組を進めてまいります。

以上で港湾振興課に関する要望の説明を終わらせていただきます。

◎土居委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土居委員長 質疑を終わります。

以上で港湾振興課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎土居委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎吉永港湾・海岸課長 港湾・海岸課のインデックスのつきましたページをお願いいたします。要望は、港湾関係で3市4町から8件、海岸関係で7市2町から9件の合計17件ございました。

最初に、港湾関係につきまして資料の左側の番号順に説明させていただきます。1ページの番号1と2は、須崎市から須崎港の漂流物対策と大峰地区岸壁の早期完成についての要望です。番号1の須崎港の漂流物対策につきましては、以前より環境省の事業などを活用し、港湾区域内に大量に漂流物が出た場合には、船舶の航行などに支障が生じないように処理してきたところであり、今後も引き続き、迅速に処理するよう取り組んでまいります。

番号2は、大峰地区の岸壁につきましては、近年の船舶の大型化に対応するため、須崎港の港湾計画に位置づけ、国直轄事業で整備を予定している施設です。国からは、事業化に向けて、現地調査を行っていると聞いており、県としましても、国、市と連携し、早期事業化に向けて取り組んでまいります。

番号3は、宿毛市から宿毛湾港の整備についての要望です。池島地区の防波堤の粘り強い化につきましては、国の直轄事業により、第二防波堤の改良工事を実施しています。また、第一防波堤も直轄事業化され、本年度より工事着手に向けた調査設計を行う予定と聞いております。今後も早期完成に向けて、予算の確保を国に働きかけてまいります。

番号4は、四万十市から下田港の整備促進及び河口砂州の早期復元についての要望です。下田港の改修工事につきましては、現在、新しい航路を開削するための航路区間の整備を進めています。また、河口砂州の復元につきましては、新しい航路を開削する際に発生する土砂を利用する予定で、復元のための効果的かつ効率的な施工計画を検討してまいりました。今後も引き続き、地元関係者や国などと協議を行いながら、下田港改修事業の早期完成と河口砂州の早期復元に取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。番号5は、奈半利町から奈半利港の沖防波堤の早期完成についての要望です。奈半利港の防波堤の整備につきましては、港内静穏度を確保するため、沖防波堤の整備を進めています。今年度も引き続き、ケーソンの据付けなどの工事を行い、早期完成に向けて取り組んでまいります。

番号6は、田野町から奈半利港田野地区へのスライド式陸こうの設置についての要望です。本要望につきましては、台風時の高波により岸壁に流木等が打ち上がり周辺に悪影響を与えることから、要望されたもので、関係する漁協や田野町との協議により、コンクリートブロックを用いた護岸壁を設置するよう、現在、工事の準備を進めているところです。

番号7は、中土佐町から久礼新港並びに久礼港における越波の現状調査と対策の検討についての要望です。久礼港の各防波堤につきましては、設計当時の波高等に基づき、必要な高さで構造で整備しております。しかしながら近年の台風の大型化や通過するコースなど、従前とは条件が変わってきていると考えられるため、本年度から必要な対策を検討するための調査を実施してまいります。

番号8は、黒潮町から港湾施設並びに海岸施設における防災・減災対策についての1件2項目の要望です。1項目めの黒潮町佐賀の地震・津波対策につきましては、平成26年度より、関

係する河川課や漁港漁場課、黒潮町と連携し、海岸及び河川堤防のかさ上げなどの地震・津波対策の検討を進めてまいりました。今後も引き続き、町が開催する勉強会の中で、住民の皆様のお意見をお聞きしながら、効果的かつ効率的な地震・津波対策について検討してまいります。2項目めの佐賀港の防波堤の災害復旧工事の進捗を踏まえた静穏度対策のさらなる検討につきましては、現在、防波堤の復旧工事を実施しており、年度内に完成の予定です。その上で、まだ静穏度について港湾利用に支障があるかどうかモニタリングをしてまいります。

以上が港湾関係8件の要望についての説明でした。

次のページをお願いいたします。続きまして、海岸で頂いています要望9件につきまして、説明させていただきます。

番号9は、高知市から海岸堤防の南海トラフ地震・津波対策の推進についての要望です。浦戸湾の地震・津波対策、いわゆる三重防護につきまして、現在、国直轄事業では、湾口部の種崎地区や石油基地があるタナスカ地区で海岸堤防の耐震補強工事を進めており、本年度は、湾内への津波の侵入を低減させるための第2ラインの要となる津波防波堤の工事に着手する予定です。また、県事業では、第3ラインである潮江地区や高須地区の耐震補強工事を進めるとともに、新たに横浜工区の工事にも着手してまいります。今後も引き続き、国、県、市が連携を図りながら、浦戸湾の地震・津波対策の推進に取り組んでまいります。

番号10は、安芸市から穴内漁港海岸の整備についての要望です。市管理の穴内漁港海岸を県管理海岸とするための漁港の統合や廃止につきましては、漁港を所管する水産振興部と安芸市が検討を進めていると聞いており、今後もその動向について情報共有を図ってまいります。なお、現在、安芸市が進めています離岸堤の整備につきましては、県として引き続き技術支援などを行い、早期完成に向けて取り組んでまいります。

番号11は、南国市から堤防等施設の定期点検及び災害時の早期復旧についての要望です。海岸堤防などの海岸保全施設につきましては、日常の巡視や台風後の臨時点検のほか、5年ごとの定期点検を実施しているところであり、引き続き適切に維持管理を行ってまいります。また、災害が発生した場合には、被害の状況に応じて、応急対策を行うとともに、災害復旧事業により早期復旧を図ります。

番号12は、土佐市から、宇佐地区での海岸堤防の耐震補強の早期整備についての要望です。宇佐漁港海岸では、平成28年度に宇佐地区、井尻地区、竜地区の海岸堤防の耐震補強工事に着手し、整備を進めています。今後も引き続き予算確保に努め、早期完成に向けて取り組んでまいります。

番号13は、須崎市から須崎港の津波漂流物対策の実施についての要望です。須崎港では、津波により木材などが市街地へ流出することを防止するため、平成22年から23年度に国が漂流物対策施設を試験設置し、長期耐久性の実証実験を行っており、今年度はその検証を行うと聞いております。今後は、この国の実証実験の検証結果を踏まえ、整備について須崎市と協議して

まいります。

番号14は、宿毛市から長期浸水対策として海岸堤防の耐震化やかさ上げなどの早期完成についての要望です。宿毛市の長期浸水対策につきましては、平成28年度から、新田海岸、宿毛湾港海岸、大深浦海岸で海岸堤防の耐震補強工事を進めており、新田海岸と宿毛湾港海岸は本年度中に防護ラインが完成する予定です。残る大深浦海岸についても早期完成に向けて取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。番号15は、香南市から直轄海岸工事区域の指定についての要望です。吉川海岸から岸本海岸におきましては、過去に高波による被害を度々受けており、地震・津波対策と併せて、高潮・侵食対策を着実に進めていくことが必要と考えています。このため、既に隣接する高知海岸南国工区におきまして、豊富な実績と経験がある国直轄事業による整備をお願いしたいと考え、現在、直轄海岸工事区域の指定に向け、国への政策提言を行っております。今後も引き続き、国、県、市で連携を図りながら、直轄化の実現に向けて取り組んでまいります。

番号16は、奈半利町から奈半利港海岸の防潮堤整備の早期完成についての要望です。奈半利港海岸では、平成25年度から地震・津波対策として、新たに防潮堤の整備を進めています。今後も引き続き予算確保に努め、早期完成に向けて取り組んでまいります。

番号17は、安田町から安田・不動・唐浜海岸への離岸堤の整備についての要望です。現在、3つの海岸につきましては、毎年、砂浜の定点測量を実施するなど、砂浜の変状や越波等の監視をしながら海岸の適正な維持管理に努めているところです。今のところ、台風の波浪などによって家屋などへの被害は出ていませんが、今後、影響が出るようであれば、地域の皆様の意見をお聞きしながら対策を検討してまいります。

最後になりますが、今回の市町村要望につきましては、地震・津波対策に関する多くの要望がございました。このことから、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算の活用や、整備に必要な予算の確保に向けて国への政策提言を行うなど、早期完成に向けて取り組んでまいります。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎土居委員長 質疑を行います。

◎上治委員 河川あるいはダムでしゅんせつされた土砂等は、1番は海岸へ持って行って痩せた海岸へ投入されているが、4番を見ると、そういうふうに入れたけれどもそれほど効果がないように読める。それぞれの土木業者から県へ直接話が上がっているかどうか分からないですけれども、砂利とか玉石とか、そういう類いの公共工事に使おうとするための資材が不足しているということをよく聞くんです。それで、この海岸へどんどん土砂を持っていくことももちろん痩せたらやらなければいけないかも分からないですけれども、海岸へ土砂を入れた効果がどういうふうになっているのかを、まずお願いします。

◎吉永港湾・海岸課長 4番の下田の関係でございますけれども、今回、土砂につきましては、航路開削をする部分の土砂を流用して投入する、現地にある土を有効活用するという形になっておりまして、そういう対策をしているんですが、いかんせん最近、台風の大型化とか波浪が結構強くなってきていることで、上流からの供給が少ない中で、バランス的に、外へ出ていく状況はあるかと思えます。ですので、港湾については、測量しながら砂が今どういう状況になっているかということ把握し、どういう対策ができるかを検討しているところがございます。

◎上治委員 4番以外のところで、河川からも、物部のダム等々からも、かなり海岸へ持って行ってますが、その効果はどうなんですか。

◎吉永港湾・海岸課長 河川からのしゅんせつは現在、安芸市周辺のところに今、結構サンドバイパスとして砂を入れている状況でございます、その部分に砂を入れると波の低減には非常に効果がありますので、その部分での越波の低減には非常に効果があると思えます。

◎弘田委員 港は土木部の港と水産振興部の港があるんですが、商港で土木部が所管しているけれども、使用実態は漁師が使っているというところがたくさんあると思うんです。何が言いたいかというと、その例えは定置網の組合長とかと話をすると、隣の港でできることが何でこちらの港でできないのかという話がよくあるんです。これは、しょうがないと私も分かっているんですけども、ただ組合長の思いも分かりますので、私どもも土木事務所と話して、小さなことはやってあげたらどうかという話で何とか対処はするんですが、大きなことになるとなかなかできないので、これは制度の問題になってくるからちょっと難しいんですけども、ぜひ、使用実態に合わせた構造物の造り方とかいったことを国に対しての提言などに入れてくれないかなと思いますので、検討してもらえませんか。

◎吉永港湾・海岸課長 先ほど言われたところで、例えば、港湾には商港として産業的な使い方と、漁港区といって漁港の船だまりで漁船を係留する場所もございます。その場所については、漁船は小さいですので階段を付けたりとか、あと、実際船舶を係留するときに後ろに係留のアンカーをつけてほしいなどお聞きしております。その部分については漁協を通じて要望があったところについては、例えば室津港でもそういう要望がございまして、そこについては、県単を使いながらになりますけれども、しっかりと対応できる場所はしているところでございます。ただ、今、委員が言われたように、商港で使っている場所について、例えば岸壁を下げたいとなると、大きい船を対象にしている構造物になっているので、なかなか現実的には難しいと思えますけれども、まず、漁協の意見を聞きながら、県としてできるものはしっかり対応していきたいと思っております。

◎弘田委員 地元の漁協が一番そういったことを把握していると思うので、商港であっても漁業協同組合は存在していると思うので、ぜひ話を聞いてあげていただければと思います。

◎上治委員 今日、要望事項に対する、県の考え方、執行部のお答えを聞いたんですが、それぞれ要望された市町村に対しては、文書で、このペーパーでいくのか、あるいは、出向いてい

くのか。首長や議長が来られて、私たちはそれぞれの内容について話を聞いているんですが、それはどのような形になりますか。

◎土居委員長 委員会として返事をする形になります。

質疑を終わります。

以上で港湾・海岸課を終わります。

これをもって、土木部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(14時38分閉会)